

2021年7月19日

千葉県在住の高等生  
および保護者の皆さま

芝浦工業大学柏高等学校 事務室

## 千葉県奨学のための給付金 (高等学校等修学支援事業費補助金) についてのご案内

千葉県は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して「千葉県奨学のための給付金」を支給いたします。例年の年額給付のほか、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により家計が急変した高校生への支援も行います。

### 【1】通常給付について

#### 1. 対象となる世帯（以下すべての条件に該当する世帯）

- 生徒が私立学校に在学していること
- 保護者・親権者等が千葉県内に住所を有すること
- 生活保護（生業扶助）受給世帯、または保護者等全員の令和3年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（保護者が海外在住である世帯は対象外）
- 就学支援金の対象者であること（7月以降の審査結果はまだ出ていませんが、前項目に該当されている場合は当該制度も申請できます）

#### 2. 支給額

- (1) 生活保護受給世帯…52,600円（年額）
- (2) 非課税世帯A（次頁対象確認シートにより確認）…129,600円（年額）
- (3) 非課税世帯B（次頁対象確認シートにより確認）…150,000円（年額）

#### 3. 支給方法

受給者の委任を受けた私立高等学校等を通じて支給

#### 4. 申請方法

- 千葉県学事課ウェブサイト（本校ウェブサイトの「事務室より」のリンクもご利用ください）  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin.html>  
で申請に必要な書類を確認の後、千葉県または本校のウェブサイトより様式をダウンロードのうえ作成し、本校事務室に提出してください。提出期限は**2021年9月6日（月）**です。

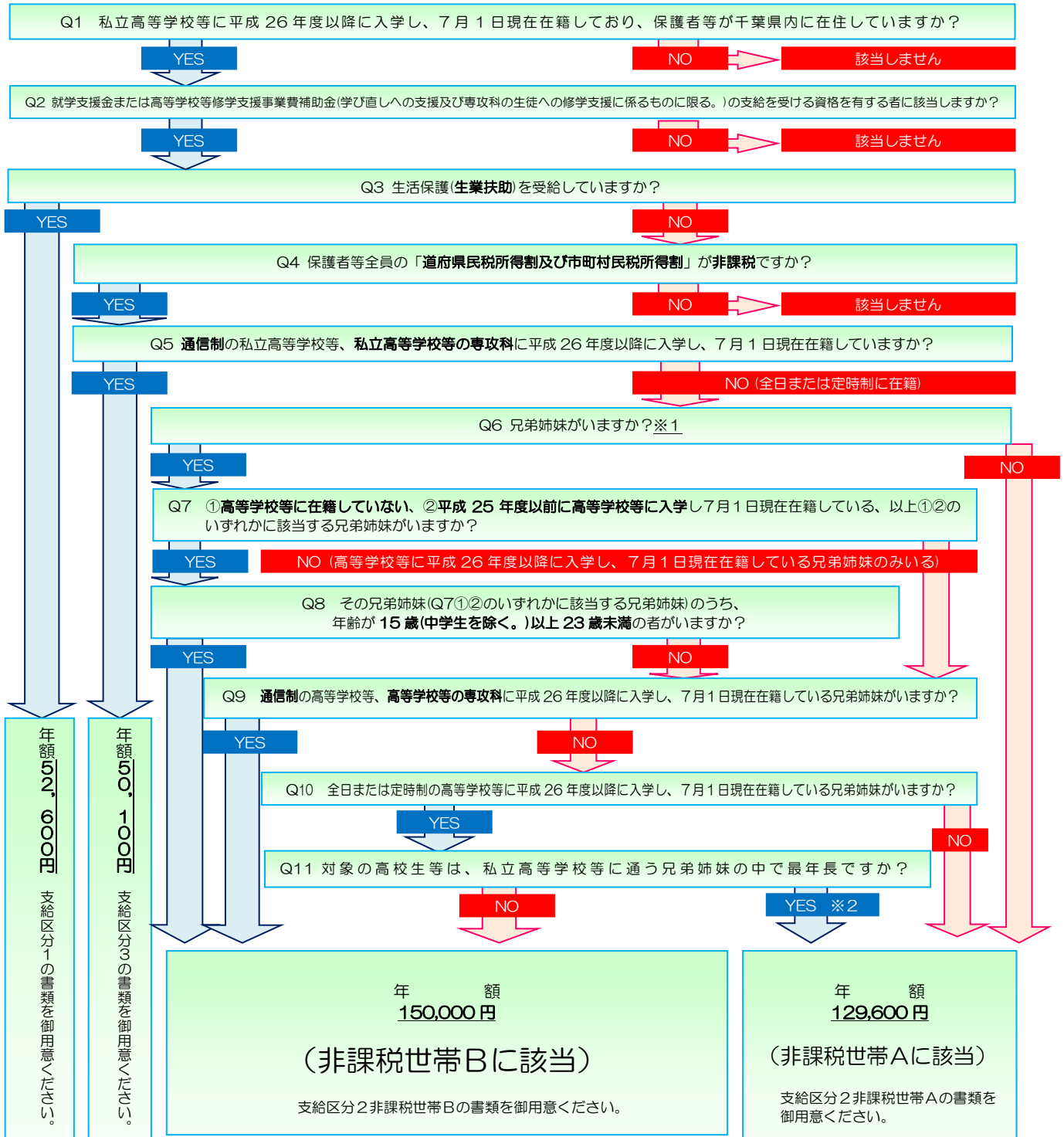
#### 【申請に関するお問い合わせ先】

芝浦工業大学柏中学高等学校事務室 TEL. 04(7174)3100  
MAIL. kajimu@ow.shibaura-it.ac.jp

《対象確認シートは裏面にあります》

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 「高校生等に兄弟姉妹がいる」とは、「高校生等及び当該兄弟姉妹が、当該世帯に扶養されている」ことを指します。

※2 全日または定時制の私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、7 月 1 日現在在籍しているのが全日または定時制の私立高等学校等に**弟妹のみ**の場合で、**その弟妹が7月1日時点の休学等**により給付金の対象となっていない場合は、Q11 の回答は「NO」となり、支給額は 150,000 円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。(通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。)

御不明な点があれば芝浦工業大学柏高等学校事務室(04-7174-3100)まで御連絡ください。

## 【2】家計急変世帯への支援について

### 1. 対象となる世帯（以下すべての条件に該当する世帯）

- 生徒が私立学校に在学していること
- 保護者・親権者等が千葉県内に住所を有すること
- 家計急変後の保護者等全員の収入額が**住民税非課税相当額**である世帯（保護者が海外在住である世帯は対象外）
- 生活保護受給世帯ではないこと

### 2. 支給額

- (1) 非課税世帯A（次頁対象確認シート〔家計急変〕）により確認

6月までに家計急変・・・129,600円（年額）

7月以降に家計急変・・・ $129,600 \div 12 \times$ 家計急変月の翌月～3月までの月数

- (2) 非課税世帯B（次頁対象確認シート〔家計急変〕）により確認

6月までの家計急変・・・150,000円（年額）

7月までに家計急変・・・ $150,000 \div 12 \times$ 家計急変月の翌月～3月までの月数

### 3. 支給方法

受給者の委任を受けた私立高等学校等を通じて支給

### 4. 申請方法

- 千葉県学事課ウェブサイト（本校ウェブサイトの「事務室より」のリンクもご利用ください）  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin.html>  
で申請に必要な書類を確認の後、千葉県または本校のウェブサイトより様式をダウンロードのうえ作成し、本校事務室に提出してください。学校への提出期限は**2021年12月17日（金）**です。

#### 【家計急変世帯への奨学金申請に関するお問い合わせ先】

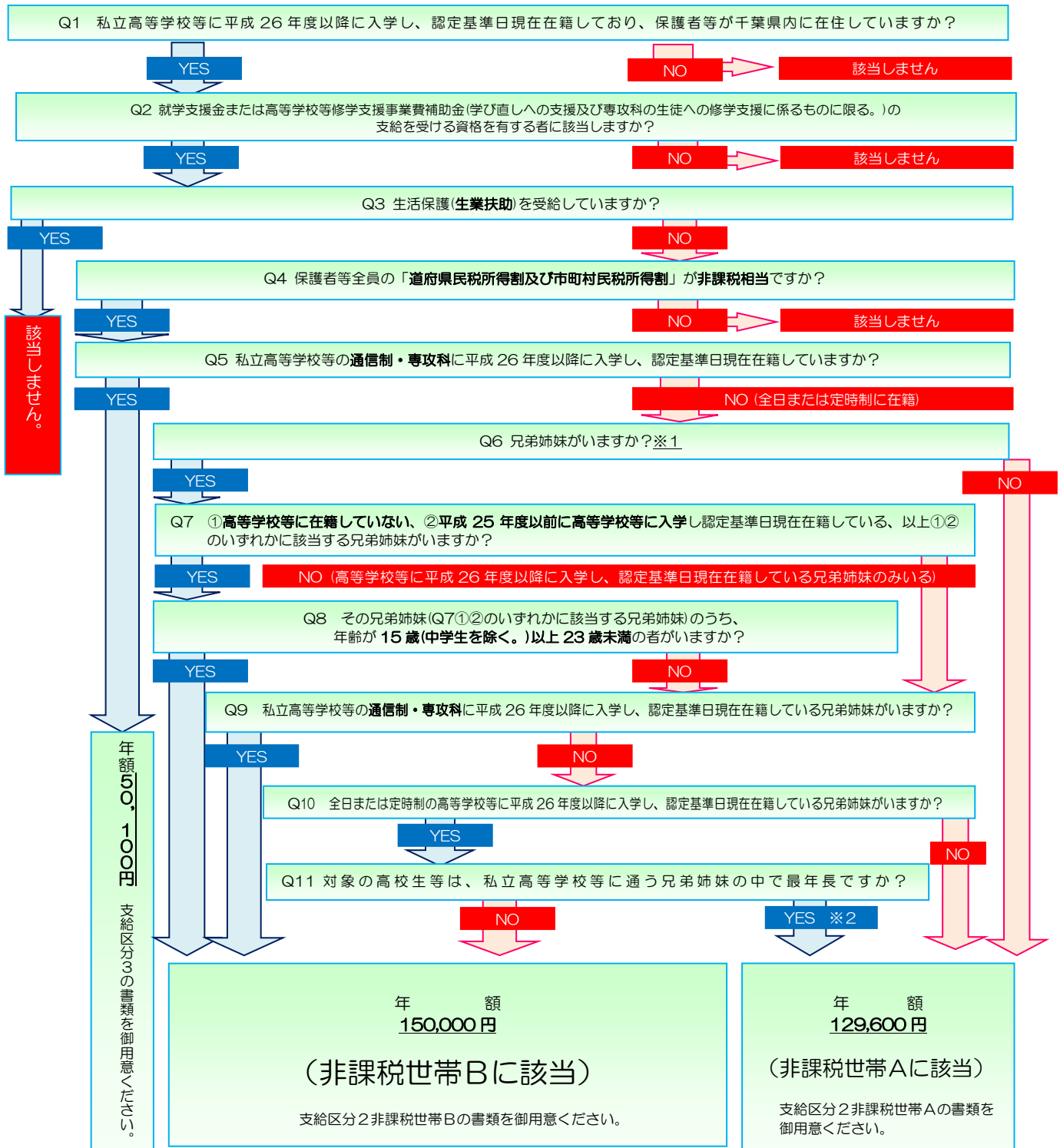
芝浦工業大学柏中学高等学校事務室 TEL. 04(7174)3100

MAIL. kajimu@ow.shibaura-it.ac.jp

《対象確認シートは裏面にあります》

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート  
認定基準日…申請日の属する月の初日

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 「高校生等に兄弟姉妹がいる」とは、「高校生等及び当該兄弟姉妹が、当該世帯に扶養されている」ことを指します。

※2 全日または定時制の私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、認定基準日現在在籍しているのが全日または定時制の私立高等学校等に弟妹のみの場合で、その弟妹が認定基準日時点の休学等により給付金の対象となっていない場合は、Q11 の回答は「NO」となり、支給額は 150,000 円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。(通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。)

御不明な点があれば芝浦工業大学柏中学高等学校事務室 (04-7174-3100) まで御連絡ください。